

議案第10号

世田谷区副区長定数条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年2月19日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 副区長の定数を変更する必要があるので、本案を提出する。

## 世田谷区副区長定数条例の一部を改正する条例

世田谷区副区長定数条例（昭和39年4月世田谷区条例第31号）の一部を次のように改正する。

本則中「に副区長2人を置く」を「の副区長の定数は、3人以内とする」に改める。

### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。